

企 第 189 号
令和 7 年 8 月 18 日

白岡市都市計画税制審議会会長 様

白岡市長 藤井 栄一郎

都市計画税のあり方について（諮問）

白岡市都市計画税制審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

都市計画税のあり方について

2 諮問趣旨

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市町村が目的税として課税します。

都市計画税の賦課について、その税率水準をどの程度にするべきか、当市における都市計画事業等の実態や都市計画事業費の推計値をもとに意見を求めるものです。